

「善通寺市空き家等の適正管理に関する条例」の全部改正の概要

本市では、平成26年3月に「善通寺市空き家等の適正管理に関する条例」を独自に制定し、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全及び良好な生活環境の保全に取り組んできました。

その後、同年11月、空家の適切な管理と活用の促進を目的とした「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」といいます。）が制定され、さらに、令和5年12月にはその一部が改正され、空家等の所有者の責務が強化されています。

このたびの改正は、法の改正等を踏まえるとともに、市及び空家等の所有者の責務を明らかにするほか、空家等対策協議会を設置するなど、今後の本市の空家等対策をさらに推進するためのものです。

1 条例の名称

条例の名称を「善通寺市空家等対策の推進に関する条例」に改称します。

法の名称が「空家等対策の推進に関する特別措置法」であること、本市が空家等対策を積極的に実施することから、よりふさわしい名称とします。

なお、従来は「空き家」と送り仮名を付けて表記していましたが、法で「空家」としていることから、「空家」の表記とします。

2 条例の目的

法に定めるもののほか、市及び空家等の所有者等の責務を明らかにし、空家等対策に必要な事項を定めることにより、市民等の生命、身体及び財産の保護、生活環境の保全を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的とします。

3 市の責務

市は、空家等の管理及び空家等の活用の促進を図るため、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するものとします。

4 空家等の所有者等の責務

空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、市が実施する空家等対策に協力するよう努めるものとします。

5 情報提供

市民等は、適正な管理が行われていない空地等を発見したときは、その情報を市に提供するように努めるものとします。

※ 市民等とは、市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内で事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。

6 空家等対策計画

市は、法の規定に基づき、「善通寺市空家等対策計画」を定めるものとします。

7 空家等対策協議会の設置

市は、空家等対策計画の作成及び変更に関することや、特定空家等に関する措置などを協議するため、「善通寺市空家等対策協議会」を設置するものとします。

8 空家等の適切な管理の促進

市は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、情報の提供や助言など必要な援助を行うものとします。

9 空家等の活用

市は、空家等の活用を促進するため、必要な対策を講ずるものとします。

10 緊急安全措置

市は、空家等の倒壊、崩落等により、道路、公園その他の公共の場所において人命等に危害が及ぶことを避けるため緊急の必要があるときは、空家等に必要最小限度の措置を講ずることができるものとします。